

議事録（概要）

会 議 名	令和6年度 第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会					
会 場	芦屋町役場3階31会議室					
日 時	令和6年7月5日（金） 14:00～15:20					
委員の出欠	委員長	村山 浩一郎	出	委員	福原 光次	出
	副委員長	桐田 典彰	出	委員	長沢 正行	欠
	委員	橋田 栄一	欠	委員	小林 香	出
	委員	安部 信義	出	委員	石川 智雄	出
	委員	中西 伸吾	出	委員	上四元 恵子	出
	委員	長島 毅	欠	委員	末廣 由香里	出
	委員	田中 太	欠	委員	塩田 裕子	出
	委員	小徳 薫	出	委員	森 真奈美	出
件名・議事	・ 議事 1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和5年度「公助」行動計画の取組結果について 2 第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画について 3 その他					
合意事項 決定事項	1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和5年度「公助」行動計画の取組結果について ・ 報告、了承された。 2 第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画について ・ 報告、了承された。					

令和6年度第1回芦屋町地域福祉計画推進委員会 議事録

○日時

令和6年7月5日(金)14:00～15:20

○場所

芦屋町役場3階 31会議室

○協議事項

- 1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和5年度「公助」行動計画の取組結果について
- 2 第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画について
- 3 その他

議事1 第2次芦屋町地域福祉計画に基づく令和5年度「公助」行動計画の取組結果について
●事務局から【資料1】に基づき説明。

(委員)

- ・P9の取組番号27について、「障害者等自発的活動支援事業」とはどのような事業か。

(事務局)

・障がいがある方やその家族がお互いの悩みを共有することで情報交換を行うことが出来るような交流事業や、障がいがある方の権利や自立のために社会に働きかける事業などのこと。1団体につき5万円を上限として交付している。令和2年度にNPO法人「武道の学校」に対してAEDの設置の補助を行った。令和3年度以降はコロナの影響もあり補助実績がない。

(委員)

- ・コロナの影響が大きいのか。落ち着いたら申請が見込まれるのか。

(事務局)

・周知が足りていないのも大きな要因。補助金を具体的にどのような事業に使うことが出来るか、ホームページや広報でわかりやすく掲載していく必要がある。令和6年度、本事業に該当すると思われるものがあつたので、役場側から補助金を使わないか提案したケースがある。

(委員)

- ・P10の取組番号29について、「避難行動要支援者管理システム」には、どのような良さがあるか。

(事務局)

・これまでは、エクセルにて管理していたが、システム導入により住基情報や、介護認定、障がいに関する情報などを取り込むことで、手間なく最新の情報に更新されるというメリットがある。住基などと

の基本的な連携以外にも、地図上で確認することで名簿の管理がしやすくなった。

(委員)

・P11 の取組番号 32、福祉課(障がい者・生活支援係)所管の民生委員・児童委員の項目について、今後の課題に「欠員地区」とあるが、全国的にも民生委員の欠員は大きな問題で充足率 93%となっている。7地区の欠員によって芦屋町全体の民生委員の充足率は何%となるか。

(事務局)

・30 地区あり、児童委員が2人いるので合計で 32 人の定員であるが、現在 25 名しかおらず、70%ほどとなっている。町が個別に民生委員の人材を探していたが断られた。遠賀郡内の他町に方法を聞くと、自治区の責任において、自治区から推薦してもらっているとのこと。芦屋町もそのようにしたが、自治区によっては「今までもいなかったためいなくてよい」と上手くいかない。

(委員)

・欠員地区は、隣の地区の民生委員がカバーするのか。

(事務局)

・カバーするのではなく、困りごとは町に直接相談してもらっている。または、区長が民生委員の代わりを担っている状況がある。来年、民生委員の一斉改選があるが、現在民生委員をしている方が高齢で、次期は難しいという問題がある。

(委員)

・75 歳を境に引き受けてくれる人を探していたが、長く会社などに勤める人が多くなり難しくなった。自分の担当しているエリアで民生委員の人材をみつけて区長に伝え、区長から話してもらったら上手くいくのでは。

(委員)

・漠然と民生委員の仕事が大変だと思っているので、具体的な仕事の説明をする必要がある。若い人でも働きながら民生委員が出来る場合もある。

(委員)

・P11 の取組番号 32、環境住宅課(地域振興・交通係)所管の項目について、自治区加入率の低下は何%か。

(事務局)

・50%ほどで、低下してきている。

(委員)

・若い人が加入しない。町の補助金が出る間は入っているが、補助金が切れると抜ける。

(事務局)

・補助金というのは、商品券のこと。町も加入するメリットをつくろうとしているが、上手くいっていない。若い人の場合は、近所付き合いが煩わしい、帰宅が遅くなるなどの理由で加入しない。高齢者の場合は、「自分の番がきたとしても歳だから」と断る。

(委員)

・災害など緊急事態が起こった時に自治区の力が試されるものの、今は平和な世の中なので、流されている。

(委員)

・実際に自治区に入っている人も「入っていてもよいことがない」という声がある。寄附、ゴミ捨て場の掃除など。入っていないほうが楽。システム自体を変えていく必要がある。入らない人を集めて、話をきく機会をもつ必要がある。子ども食堂は利用人数が増えている。需要があれば人が集まる。子どもが来れば親も来る。そのことを考えてアイデアを出す必要がある。

(委員)

・具体的なビジョンや、自治区が機能しないことで一人ひとりに振りかかかかる事柄をわかってもらう必要がある。

議事2 第3次芦屋町地域福祉計画に基づく令和6年度「公助」行動計画について

●事務局から【資料2】に基づき説明。

(委員)

・P5の取組番号 14 について、「こども家庭センター」はどこにあるのか。

(事務局)

・場所は健康・こども課の中にあり、専門の保健師と社会福祉士がいる。こども家庭センターが相談を受け、障がい者・生活支援係など横につなげていく流れが出来ている。

(委員)

・P8の取組番号 24～26、「成年後見制度利用促進計画」について、芦屋町における成年後見制度の課題は何か。利用している人の数は自治体としてわかるのか。利用すべきだと思われるが利用に繋がっていない人は他にいないのか。

(事務局)

・芦屋町で後見・保佐・補助すべて含んだ人数は 15～16 名。実態としては、後見人をつけたほうが良いが、そこまで至っていない人がいる。

(委員)

・資料1では「1－(1)」、資料2では「1－①」など、資料1と資料2で番号の振り方が違う。統一させたほうが良いのでは。

(事務局)

・今度から新しい計画に基づいて作っているので、それに合わせた番号の振り方をしている。来年は、新しい計画に基づいて評価を行うので、資料1も2も同じ振り方が出来る。

(委員)

・P5の取組番号 12 について、「子ども・子育て支援事業計画」が今年度までとなっており、こども計画は令和7年度からだが、子ども・子育て支援事業計画とこども計画を一つの計画として一体化するのか。こどもの意見表明権が重視されている中で、芦屋町こども計画において、どのようにこどもの意見を収集し、どのように計画をたてていくのか。

(事務局)

・わかり次第、回答させていただく。

(委員)

・自治区について公助行動計画に挙げてもらいたい。自治区について住民の意見を聞く機会を設けたり、行政が自治区をバックアップするよう協力したりしてほしい。

(事務局)

・バックアップについては取組番号 33 の環境住宅課(地域振興・交通係)所管の欄において触れている。いただいた意見については所管課にも申し伝える。

(委員)

・成年後見制度について、弁護士の紹介や、成年後見人の選出についての相談を受ける窓口があるのか。

(事務局)

・福祉課の地域包括支援センターに来ていただければ中核機関を紹介したり、窓口で相談を受け付けたりすることが出来る。出張相談も2か月に1回行っているのでもそこでも相談できる。基本的な相談は福祉課で受けるが、専門的な話はそこでしてもらおう。

(委員)

・成年後見制度は大幅な改正について議論されているので発信をお願いしたい。

(委員)

・P10 避難行動要支援者名簿について本人が「載せていい」と言わなければ載せない。高齢者は自ら掲載を同意するが、障がいがある方はなかなか掲載の申請がないという実態が自治体によってはある。芦屋町はどうか

(事務局)

・障がいがある方で申請書の記入が難しくても親や民生委員が代理で記入して申請している。こどもの場合は親が「自分たちだけで大丈夫なので同意しない」という家庭もあった。

(委員)

・載せると地域に情報が共有されるので、障がいがある方は自分の住所など知られたくないと思うため申請しないのではないかという話があるが、芦屋町はそこまで感じられないか。

(事務局)

・正確にいうと、把握できていないのが事実。

議事3 その他

(事務局)

- ・今年度の委員会の開催予定はない。次回は来年度の同時期に開催予定。

以上